

介護福祉士国家試験パート合格の導入に関して

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課福祉人材確保対策室

「介護福祉士国家試験パート合格導入に関する検討会」について

趣旨・目的

介護福祉士国家試験については、実務経験3年等を経た実務経験ルートでの受験者が8割以上を占め、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と国家試験受験に向けた学習の両立が課題との声がある。

外国人介護人材についても、在留資格「介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題と考えられる。

複雑化・多様化する介護ニーズへの対応など、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となる中で、介護福祉士を目指す方は非常に重要であることに鑑み、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討する必要がある。

本検討会では、2023（令和5）年度に開催した「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」における検証結果等を踏まえ、介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入について検討した。

開催実績

第1回（令和6年5月17日開催）

第2回（令和6年7月12日開催）

○1部では下記に示す関係団体の意見聴取を行った。

- ・日本介護福祉士養成施設協会
- ・全国福祉高等学校長会
- ・日本介護福祉士会
- ・全国老人施設協議会
- ・全国老人保健施設協会

第3回（令和6年9月11日開催）

検討会構成員

- ◎ 臼井 正樹（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部名誉教授）
- 小山 晶子（医療介護福祉政策研究フォーラムシニアアドバイザー）
（中部学院大学人間福祉学部講師）
- 川井 太加子（桃山学院大学社会学部教授）
- 鈴木 俊文（静岡県立大学短期大学部教授）
- 武田 卓也（大阪人間科学大学人間科学部教授）
- 鶴岡 浩樹（日本社会事業大学専門職大学院教授）

（敬称略、五十音順）

（◎：委員長）

介護福祉士の資格の概要

1 介護福祉士の定義

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第2項

2 資格取得方法

4つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得を経た後に、国家試験に合格する「養成施設ルート」
- ② 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」
- ④ EPA（経済連携協定）（インドネシア・フィリピン・ベトナム）による介護福祉士候補者が3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格する「EPAルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 ・年1回の筆記試験（例年1月下旬に実施）
- 試験科目 ・領域：人間と社会（人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）
（筆記試験） ・領域：介護（介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）
・領域：こころとからだのしくみ（発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）
・領域：医療的ケア（医療的ケア）
・総合問題
- 第36回試験結果（令和5年度実施） 受験者数 74,595人、合格者数 61,747人（合格率82.8%）

4 資格者の登録状況

2,002,061人（令和6年9月末現在）

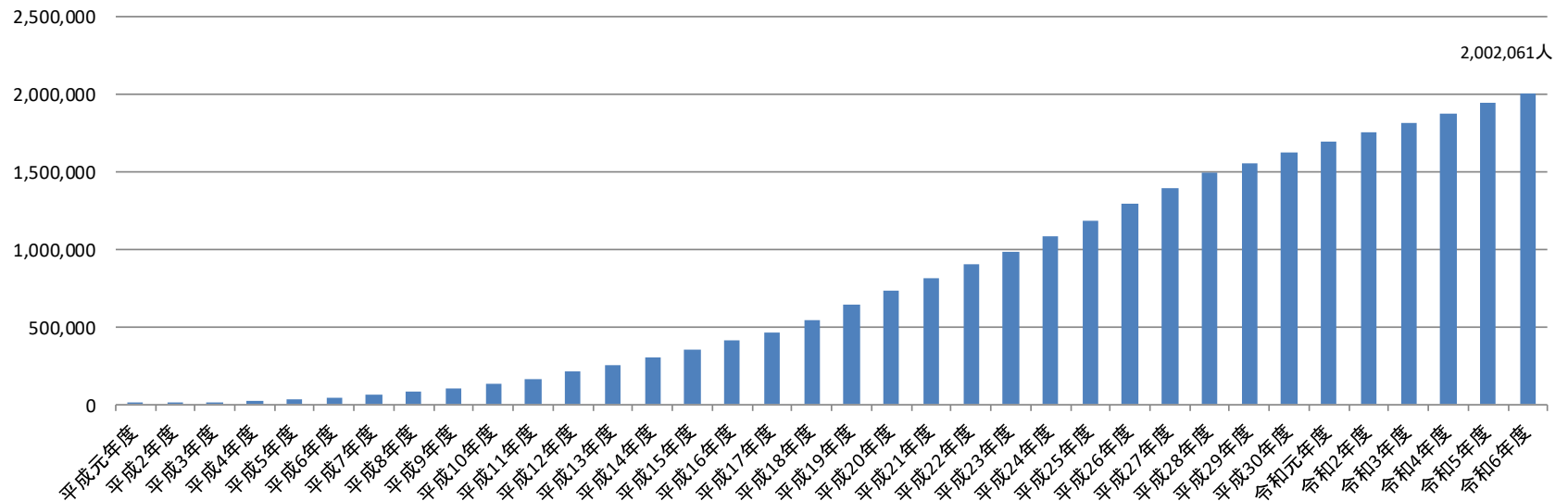
5 介護福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（令和6年4月1日時点）

介護福祉士養成施設	330校340課程
福祉系高等学校	111校112課程

介護福祉士の登録者数の推移

介護福祉士登録者数は、令和6年9月末時点で、200万2,061人となっている。



介護福祉士

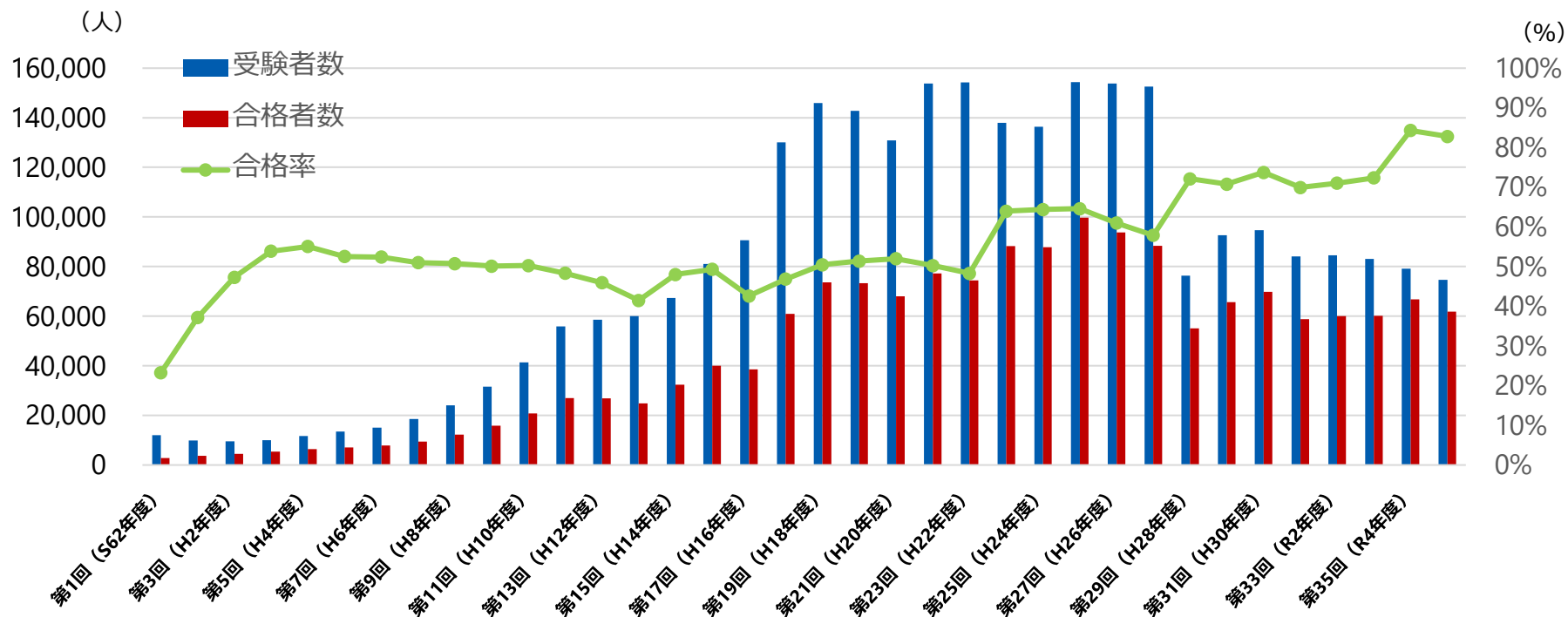
S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
0	2,631	7,323	14,302	23,472	34,547	47,467	62,503	80,799	103,246	131,636	167,322	210,732	255,953

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,398,315	1,494,460

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1,623,451	1,693,165	1,753,418	1,813,112	1,874,074	1,940,317	2,002,061

※ 各年度9月末時点

介護福祉士国家試験受験者数の推移（全体）



(単位: 人、%)

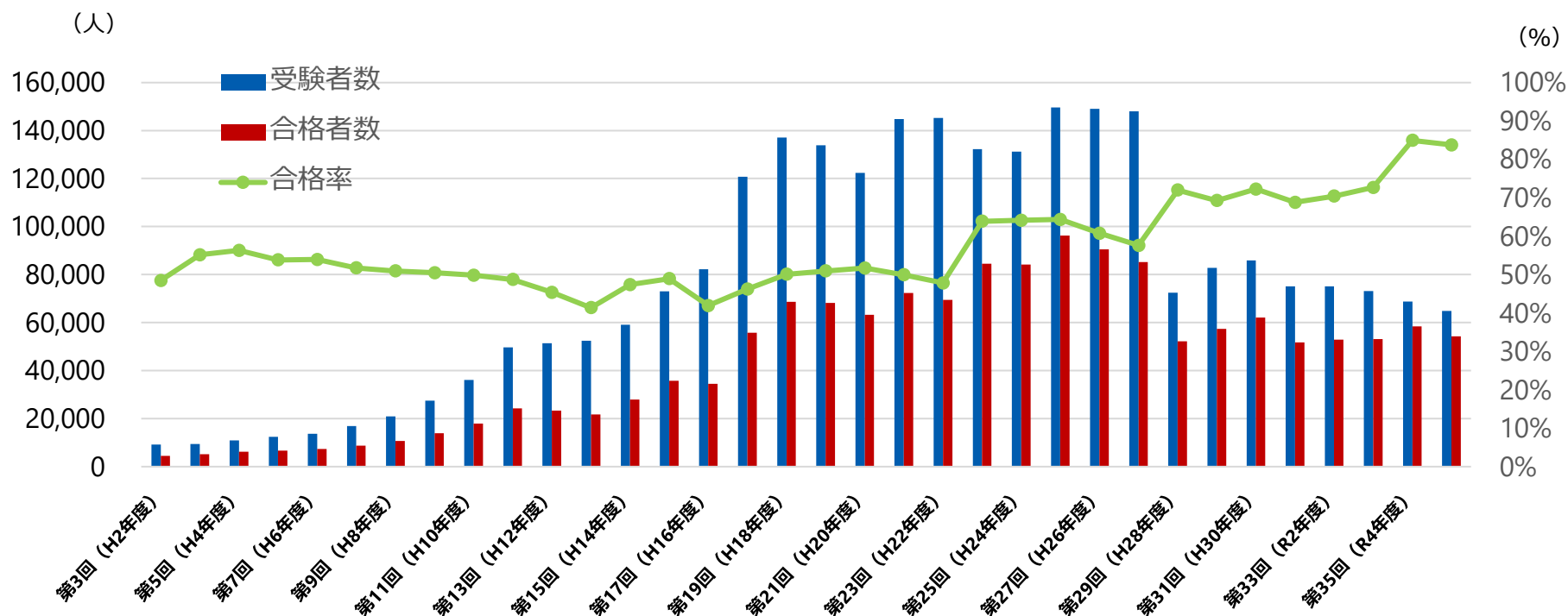
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回
受験者数	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034
合格者数	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910
合格率	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8

	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
受験者数	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	137,961	136,375	154,390	153,808	152,573	76,323	92,654	94,610	84,032	84,483	83,082	79,151	74,595
合格者数	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	88,190	87,797	99,689	93,760	88,300	55,031	65,574	69,736	58,745	59,975	60,099	66,711	61,747
合格率	50.4	51.3	52.0	50.2	48.3	63.9	64.4	64.6	61.0	57.9	72.1	70.8	73.7	69.9	71.0	72.3	84.3	82.8

第36回における在留資格「特定技能1号」受験者数：1,950人 合格者数：751人 合格率：38.5%

第36回における在留資格「技能実習」受験者数：596人 合格者数：280人 合格率：47.0%

介護福祉士国家試験受験者数等の推移（実務経験ルート）



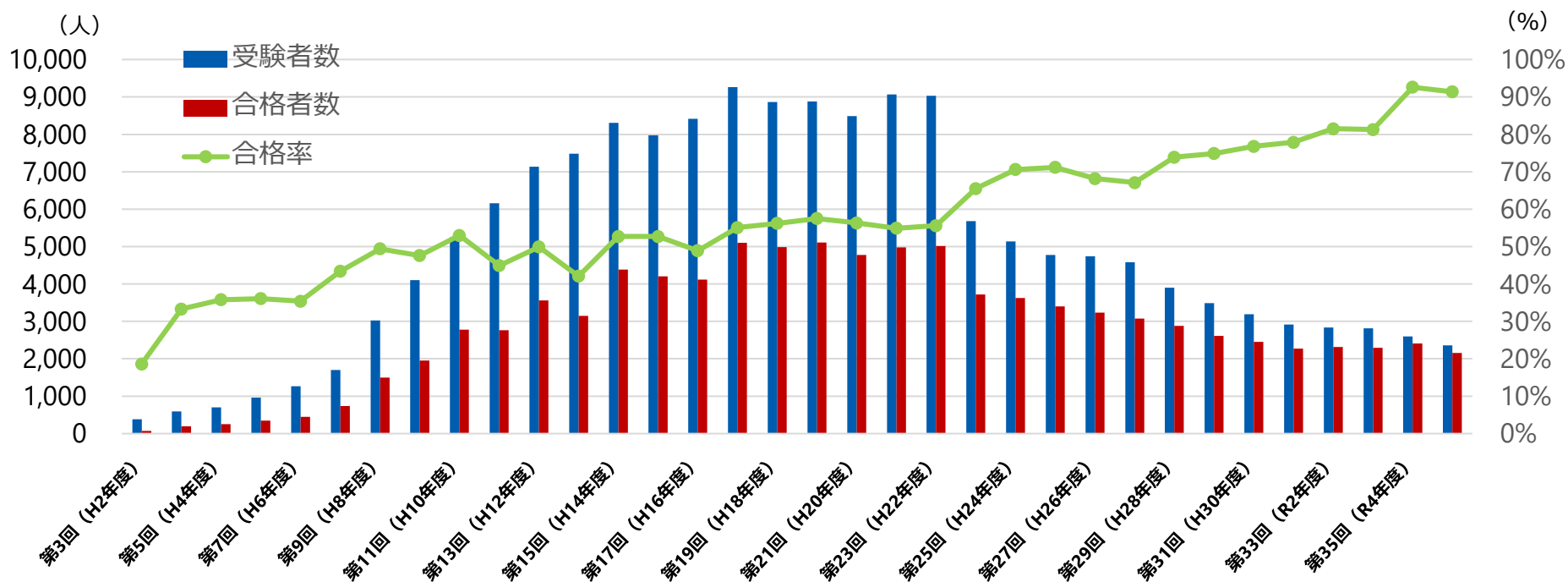
(単位: 人、%)

	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回
受験者数	9,135	9,399	10,930	12,442	13,715	16,847	20,956	27,466	36,080	49,696	51,381	52,460	59,053	73,035	82,183	120,774	137,081
合格者数	4,427	5,183	6,152	6,694	7,396	8,713	10,670	13,865	17,979	24,210	23,303	21,695	27,973	35,735	34,458	55,810	68,623
合格率	48.5	55.1	56.3	53.8	53.9	51.7	50.9	50.5	49.8	48.7	45.4	41.4	47.4	48.9	41.9	46.2	50.1

	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
受験者数	133,888	122,343	144,743	145,194	132,280	131,239	149,618	149,068	147,990	72,424	82,748	85,916	75,128	75,105	73,122	68,769	64,844
合格者数	68,195	63,215	72,270	69,414	84,470	84,171	96,289	90,526	85,224	52,149	57,315	62,076	51,683	52,897	53,142	58,416	54,307
合格率	50.9	51.7	49.9	47.8	63.9	64.1	64.4	60.7	57.6	72.0	69.3	72.3	68.8	70.4	72.7	84.9	83.8

※ 第1回及び第2回の受験資格別集計データは、第3回以降と構成が異なるため、掲載していない。

介護福祉士国家試験受験者数等の推移（福祉系高校ルート）



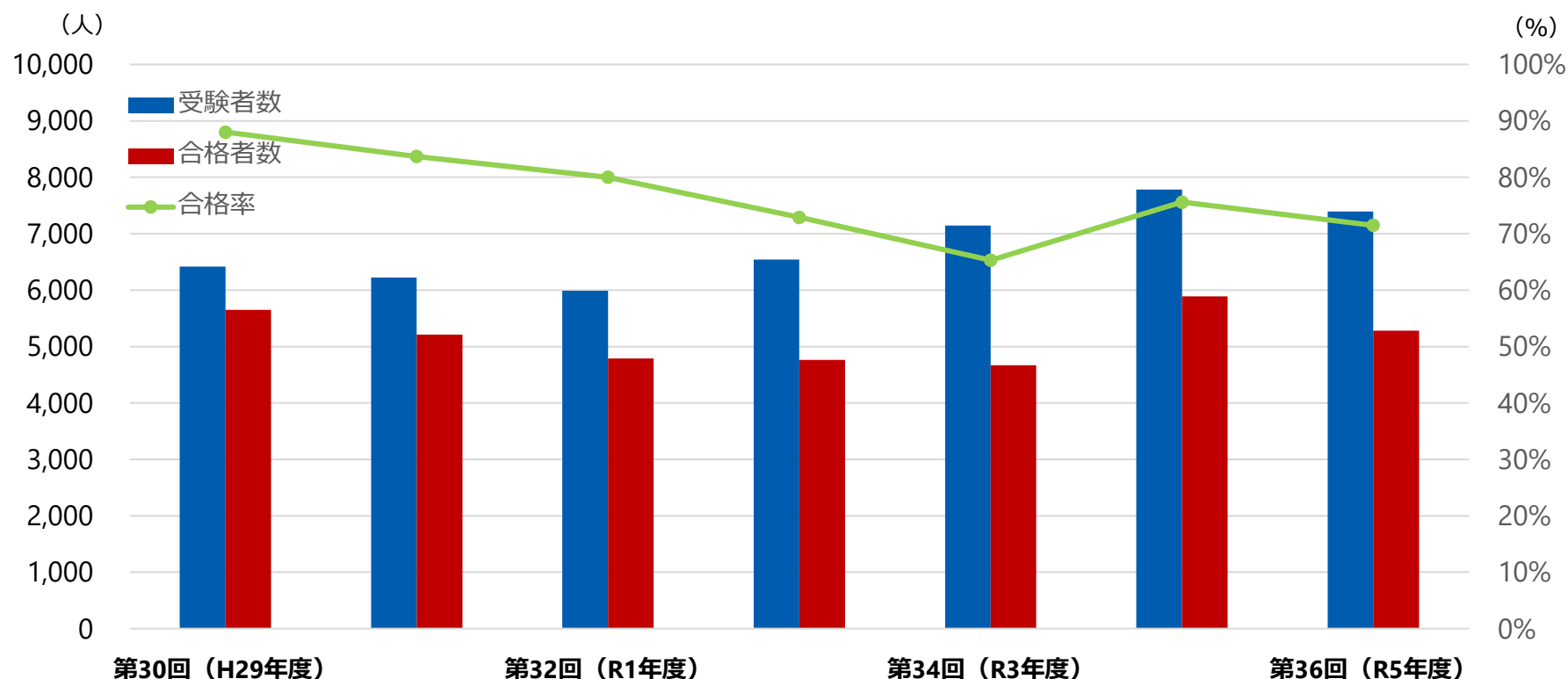
(単位: 人、%)

	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回
受験者数	381	588	698	960	1,267	1,697	3,021	4,101	5,245	6,157	7,136	7,483	8,310	7,973	8,419	9,260	8,865
合格者数	71	196	250	347	449	737	1,493	1,954	2,779	2,763	3,559	3,150	4,382	4,203	4,118	5,100	4,983
合格率	18.6	33.3	35.8	36.1	35.4	43.4	49.4	47.6	53	44.9	49.9	42.1	52.7	52.7	48.9	55.1	56.2

	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
受験者数	8,877	8,487	9,068	9,029	5,681	5,136	4,772	4,740	4,583	3,899	3,486	3,189	2,917	2,836	2,816	2,598	2,359
合格者数	5,107	4,778	4,981	5,018	3,720	3,626	3,400	3,234	3,076	2,882	2,610	2,450	2,273	2,312	2,290	2,407	2,157
合格率	57.5	56.3	54.9	55.6	65.5	70.6	71.2	68.2	67.1	73.9	74.9	76.8	77.9	81.5	81.3	92.6	91.4

※ 第1回及び第2回の受験資格別集計データは、第3回以降と構成が異なるため、掲載していない。

介護福祉士国家試験受験者数等の推移（養成施設ルート）



(単位: 人、%)

	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
受験者数	6,420	6,225	5,987	6,542	7,144	7,784	7,392
合格者数	5,649	5,210	4,789	4,766	4,667	5,888	5,283
合格率	88.0	83.7	80.0	72.9	65.3	75.6	71.5

パート合格の導入について（イメージ）

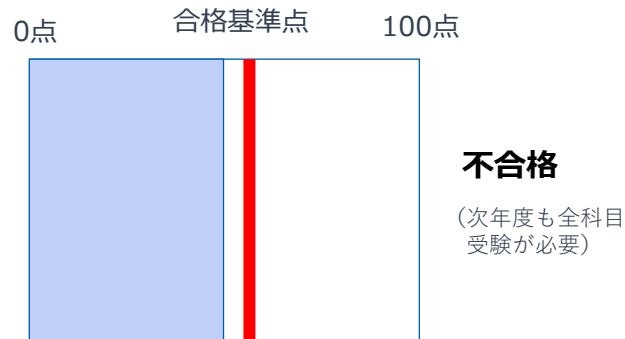
基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格の導入**を予定。（令和8年1月実施予定の第38回国家試験から導入を予定）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となる。

見直しのイメージ

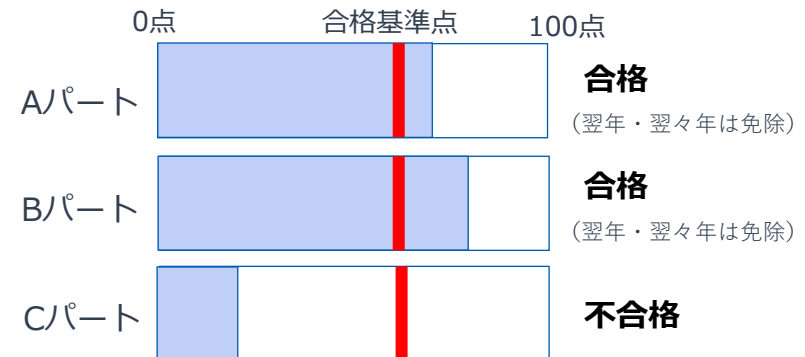
現 行

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格



見直し後

- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



分割パターンの考え方

- ・パートの分割にあたっては、学習内容の重なりを考慮して、科目群を同一パートとしている。
- ・受験者の利便性・運営面での負担を考慮し、3分割が適当。

現行			
	領域	試験科目	出題数
午前の試験	人間と社会	人間の尊厳と自立	2
		人間関係とコミュニケーション	4
		社会の理解	12
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	12
		発達と老化の理解	8
		認知症の理解	10
		障害の理解	10
	医療的ケア		5
午後の試験	介護	介護の基本	10
		コミュニケーション技術	6
		生活支援技術	26
		介護過程	8
	総合問題		12

3分割			
	試験科目	領域	出題数
A	人間の尊厳と自立	人	2
	介護の基本	介	10
	社会の理解	人	12
	人間関係とコミュニケーション	人	4
	コミュニケーション技術	介	6
	生活支援技術	介	26
小計			60
B	こころとからだのしくみ	こ	12
	発達と老化の理解	こ	8
	認知症の理解	こ	10
	障害の理解	こ	10
	医療的ケア		5
小計			45
C	介護過程	介	8
	総合問題		12
小計			20
合計			125

(参考：11科目群)

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
 [3] 社会の理解 [4] 生活支援技術 [5] 介護過程 [6] こころとからだのしくみ
 [7] 発達と老化の理解 [8] 認知症の理解 [9] 障害の理解
 [10] 医療的ケア [11] 総合問題

※領域については下記のように記載している。

人：人間と社会 こ：こころとからだのしくみ 介：介護

合否判定のパターンを検討する上での考え方

(R 5 検討会とりまとめ)

- R5年度「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析報告書」においては、以下のとおり提言。

【提言：受験しやすい仕組みの考え方】

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。その際、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものであってはならない。

【提言：合格基準】

合格基準及び難易度補正の考え方においては、合格基準の見直しにより万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準を見直す必要はなく、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが望ましい。

- 提言を踏まえ、合否判定のパターンについて、次ページより整理した。

合否判定パターンの整理

(前提) 初回受験時は全パートを受験。

過去の受験時の得点は受験年の判定時に用いない。

0点の科目群があるパートについては不合格となる。

判定対象	①全パートの総得点	②パート別の得点
イメージ	A ・ B ・ C パート	Aパート Bパート Cパート
合格基準	・ 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数 ・ 11科目群全てにおいて得点	・ 全体の合格基準を全パートを受験した者の平均得点の比率で按分した点数 ・ 各パートを構成する科目群の全てにおいて得点
合否判定	○ 全パートを受験した場合 ・ まず全パートの総得点により判定 ・ 総得点で不合格となった場合、次に、各パート毎のそれぞれの得点により判定 ○ 1つ又は2つのパートのみを受験した場合 ・ 各パート毎のそれぞれの得点により判定	
特徴	・ 全パート受験や各パートでの受験など受験方法を選択できるため、受験生が受験スタイルに合わせて計画的に学習する後押しとなる。 ・ ①②を導入しても、①はこれまでの合否判定と同じであること、②はパートごとに設定した合格基準を用いて独立した合否判定をするため、結果として試験の質は担保される。 ・ 昨年度の提言にもあるとおり、複雑すぎない仕組みである。	

有効期限の設定について

昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」において以下の提言を頂いた。

【提言】

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。その際、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものであってはならない。

上記提言を原則としつつ、有効期限の設定については以下のとおりすることが考えられないか。

1 有効期限設定の考え方

パート合格導入に当たっては、一人ひとりの状況に応じた学習をより後押しし、介護福祉士としての知識・技能を担保することが必要。パートについて、一定の知識水準を維持する必要があること、介護報酬改定など定期的に行われる制度改正に対応した知識を身につける必要があること等を踏まえれば、パート合格に関する有効期限を設けることが考えられるのではないか。

2 有効期限とその理由

(有効期限)

受験した後の翌年・翌々年（2年）までとしてはどうか。

(理由)

- ・実技試験免除のための介護技術講習会を受講した者については、それを修了した年に行われる実技試験に加えて、翌年及び翌々年に行われる実技試験が免除されていた ※ 実技試験は今年度から廃止
- ・1年毎に1パートずつ合格していくことが可能になる。
- ・合格科目免除を導入している保育士試験も同様に翌年・翌々年（2年）まで有効としている。

3 その他（カリキュラム改正時の取扱い）

有効期限は受験した後の翌年、翌々年までを基本的な考え方としつつ、今後のカリキュラム改正の際には、国家試験在り方検討会において、改正内容を踏まえてパート合格の有効期限やパートのまとめりなどの取扱いについて、変更の有無を含めて、改めて議論頂くのはどうか。

受験年	n 年	n + 1 年	n + 2 年
有効期限	受験		

有効期限 3 年の起点について

- 各パート毎にパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効とする

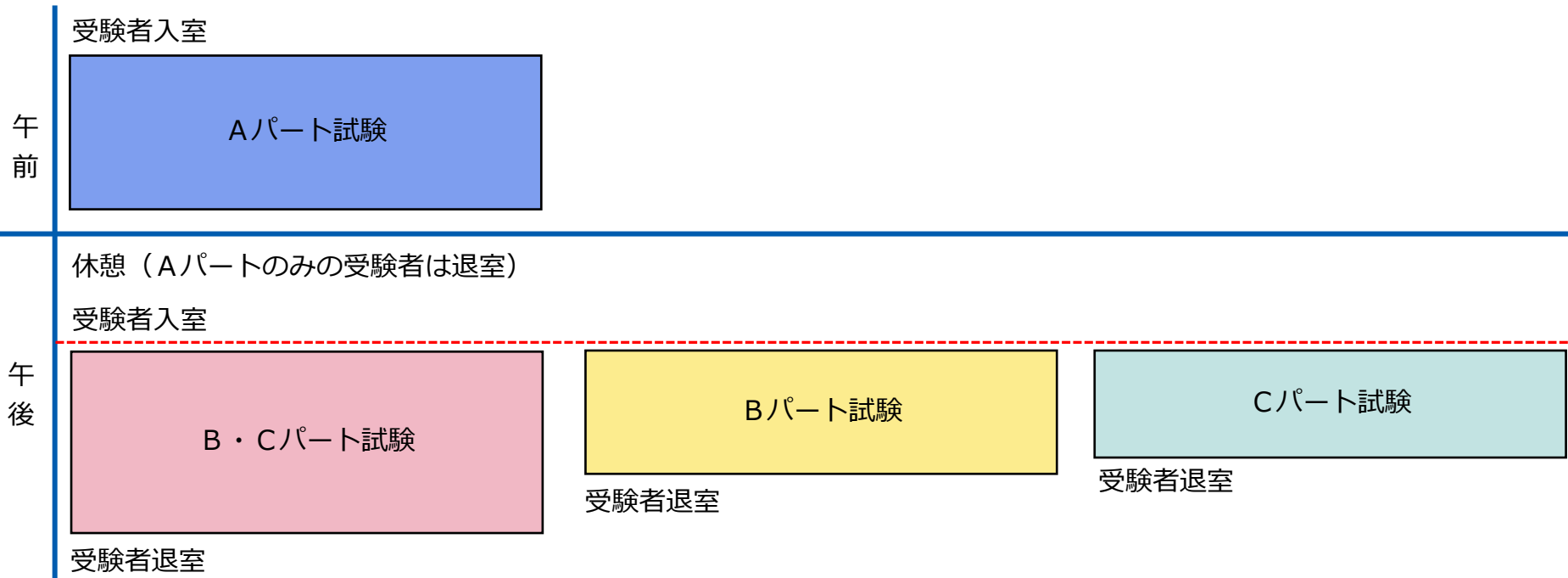
		n 年目	n + 1 年	n + 2 年	n + 3 年
Aパート	パート試験結果	合格	合格	—	—
	パート有効期限	n + 2年目まで有効	n + 3年目まで有効	有効 	
Bパート	パート試験結果	不合格	合格	—	—
	パート有効期限	—	n + 3年目まで有効	有効 	
Cパート	パート試験結果	不合格	不合格	不合格	合格
	パート有効期限	—	—	—	
資格取得		—	—	—	資格取得

合格

試験当日の運営方法

- ✓ これまで、午前・午後に分けていた方法により単純に3分割して試験を実施する場合、試験前の説明時間の増加やパート別受験のための試験室の移動時間が生じるなど、試験実施に係る所要時間が増加（試験開始時刻を早め、かつ終了時刻を遅くする必要）する。
- ✓ 受験者にとって不利益にも繋がることから、試験の運営方法を以下のとおりとし、可能な限り受験者の負担増を回避。
 - ・ 午前中にAパート試験、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻開始）を実施（会場ごとに受験者の状況に応じて設定）。
 - ・ B・Cパート試験は連続して試験を行い、Bパートのみ、Cパートのみの受験対象者は、試験時間終了後、速やかに試験会場から退出。

【試験実施のイメージ】



- 【効果】
- ・ 現行の試験実施に係る所要時間とほぼ同等（全科目を受験する場合）。
 - ・ 一部パートのみを受験する場合、拘束時間が最小限となり受験者の負担を軽減。
 - ・ パートを分割するほど運営コストが嵩むため、午後の各試験を同一時刻に開始することで、会場借料、人件費等のコスト増を抑制。

介護福祉士国家試験パート合格の導入にあたって

「介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入の在り方について」報告書より抜粋

○介護分野の国家資格である介護福祉士は、介護現場において、介護人材の中核としてこれまでも活躍している。パート合格の導入によって、介護福祉士の重要性が変わるものではなく、今後、多職種連携や地域の中でもますます重要な役割を果たすことが期待される。

○関係団体からの意見聴取の際にも指摘があったが、パート合格が導入された場合には、その影響について、検証していくことも重要である。資格取得ルートごとに、例えば、受験者数の変化など、どのような効果が得られたのかを確認し、導入に伴う新たな課題の有無等を明らかにするとともに、明らかになった課題の解消に向けて必要な取り組みに努めることが求められる。

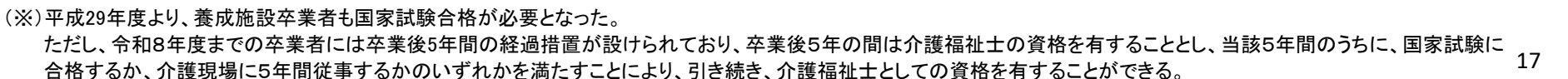
○介護福祉士の資格が社会の期待に応え信頼されるものであるために、国は、パート合格の導入に関する丁寧な説明に加え、関係団体等の協力も得つつ、介護福祉士の専門性の明確化、質の向上に努めなければならない。

介護福祉士資格取得後のキャリア形成を考えていくことも重要であり、これまでも認定介護福祉士の取組が関係団体により行われてきた。今般、新たにキャリアモデルとして示された「山脈型（介護福祉士について経営やケアマネジメントに携わるという選択肢だけでなく、認知症ケア・看取りケアのスキル向上、地域全体の介護力向上等一人ひとりの希望に応じたキャリアアップを支援）」については、介護福祉士資格取得後も本人の希望や状況等を踏まえつつ、キャリア形成をしていくことを応援するものであると捉えることができる。このようなキャリアモデルを活用しつつ、介護福祉士の専門性や価値、魅力を示す取組を、より一層、進めていくことが重要である。

○あわせて、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備といった総合的な介護人材確保対策を進めていくことが期待される。

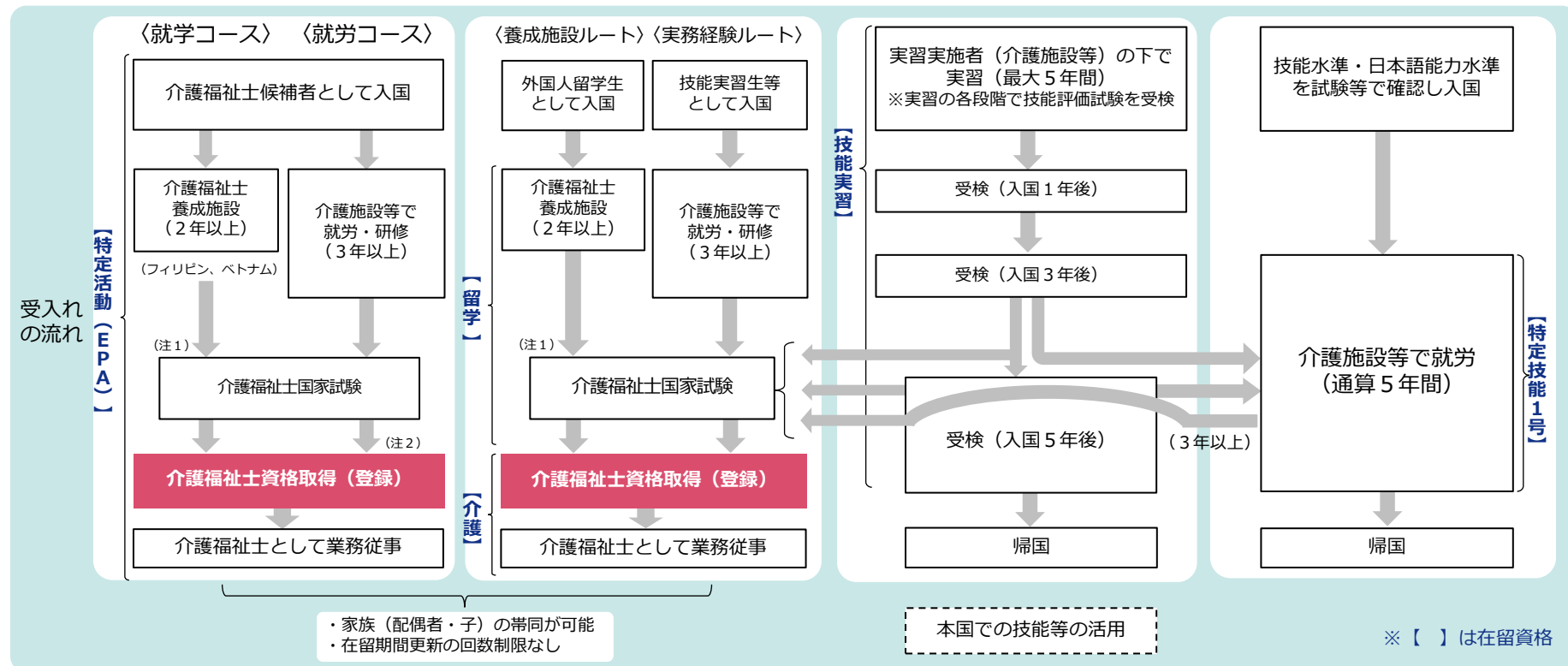
特に、介護職の魅力向上の一環で行われている、介護のしごと魅力発信事業については、介護職が自ら発信する取組などが含まれており、介護福祉士の社会的評価の向上の観点から、取組のより一層の充実が図られることが望ましい。

「法」…社会福祉士及び介護福祉士法
「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則



外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能 1 号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	2,837人（うち資格取得者493人） （令和 6 年12月1日時点）	10,468人 （令和 6 年6月末時点）	15,909人 （令和 5 年12月末時点）	39,011人 （令和 6 年8月末時点・速報値）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の 外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・ 技能を有する外国人の受入れ



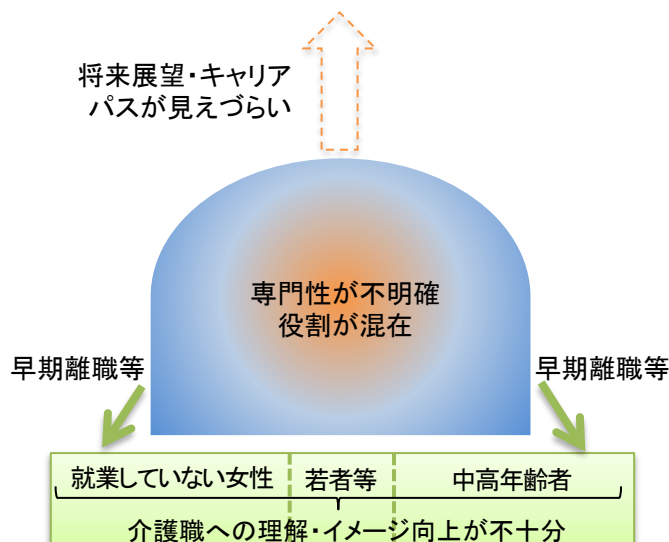
（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

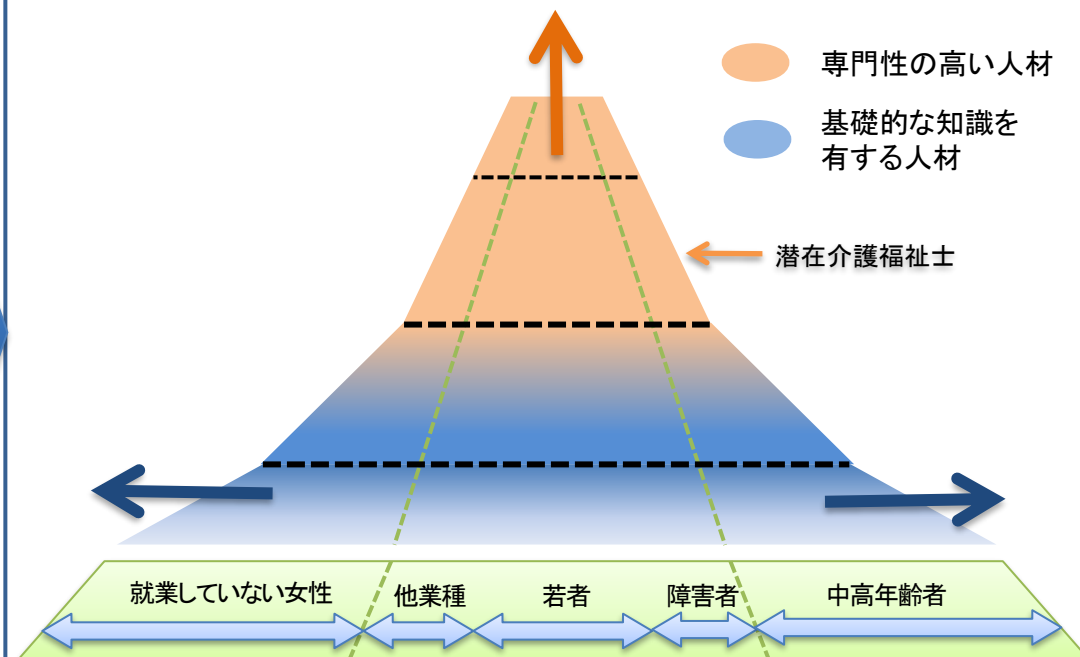
介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を拓ける

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

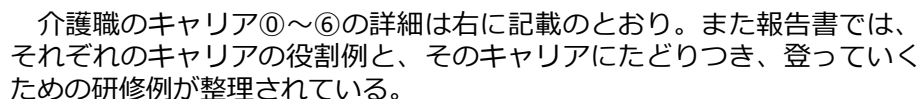
5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

株式会社日本能率協会

本人の能力や意欲、またライフステージに応じて、行きつ戻りつしながらキャリアを辿ることが想定される中で、山脈型キャリアモデルのイメージについては、介護職にとってはそれぞれの意向やライフステージに応じたキャリアを選択できることが可視化されることにより、自身のキャリアをイメージしやすくなるとともに、早期から自身のキャリアを意識して職務にあたることに寄与すると考えられる。



介護サービスに関する経営指標（ex.稼働率や人員配置の適正化）の改善に取り組んだり、施設・事業所全体の経営指標（ex.売上、利益、収支差額率、労働分配率）の改善に取り組む。

【概要】「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」報告書

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。
- 介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。実務経験3年と所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声がある。受験者数も実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約1万人減少。減少がそのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、強い危機感を抱く状況。
- また、外国人介護人材についても、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題と考えられる。
- 本検討会では、昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」報告書の提言を踏まえ、議論を進め、下記の提言を得た。

1 パート合格導入の考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。

国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当。

パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。

なお、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

2 受験方法

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。
再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。

既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

3 分割パターン

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3分割が適当である。

4 合格基準等

合格基準は、万が一にも可否の判定に誤りがあったてはならず、運営の視点から複雑すぎないものとすべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより合格基準を設けることが適当。各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

可否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに可否を判断することが適当。

その上で、パート合格には、パート合格した受験年の翌々年までを有効期限として設定することが適切。

このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されることが考えられる。

5 運営面への配慮

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが妥当。(公財)社会福祉振興・試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

6 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすいようになる仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者をより多く確保することが期待される。

専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることに寄与するとともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると考えられる。

【概要】介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約69万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。介護分野で唯一の国家資格であり介護の高い専門性を有する介護福祉士の重要性に鑑み、**介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討することは重要である。**
- 介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。
- 実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルート**での受験者が8割以上を占めており、**介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。受験者数も実務経験ルートについては平成30年度の85,196名をピークに令和4年度では68,769名と逡減。
- また、外国人介護人材については、**在留期間に制約があるため、受験機会が限られている**といった声がある。
一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較すると低い傾向にあることを踏まえると、**外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、過年度の試験結果を用いて、受験者の属性や得点分布などのデータの整理や、科目ごとの得点状況、いくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）を仮定し、パート別に判定した場合の合格状況などを検証し、検証結果を踏まえた提言をとりまとめた。
※なお、検証に用いたデータやその結果については、過年度の試験結果を用いたものであり、国家試験の機密性確保の観点から非公表とする。

1 受験しやすい仕組みの考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものではあってはならない。

2 受験しやすい仕組みとしてのパート合格

パート合格を導入することにより、例えば、2回目以降の受験時に不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなることが考えられる。

3 受験方法

受験者及び運営面の負担を踏まえると、複数科目をまとめたパートで合否判定を行うこと。また、1日間で全科目の試験を実施し、初受験時は全員が全科目を受験、再受験時にはパート合格したパートの受験は希望制とし、受験申込時に受験者に選択させることが望ましい。

4 分割パターン

各科目の出題数、合格基準及び学習における科目のつながりを踏まえながらパート設定を行うことが望ましい。

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮すれば、3分割ないしは2分割とすることが望ましい。更に、学習への取り組み易さをより重視するのであれば再受験のための学習時に注力すべき科目が特定されることから3分割がより適切。

5 合格基準

合格基準の見直しにより万が一にも合否の判定に誤りがあることはあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。パートごとについては、全体の合格基準点を全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが望ましい。

6 運営面への配慮

導入にあたっては、指定試験機関である（公財）社会福祉振興・試験センターと十分な調整を行うこと。

（参考）本検討会を踏まえ、受験しやすい仕組みとしてパート合格の導入について検討するために令和6年度に介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会を開催予定。